

厚生労働省発職 1126 第 6 号

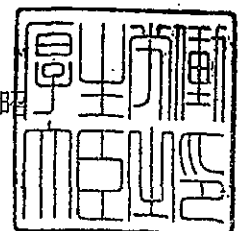
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 21 年 11 月 26 日

厚生労働大臣 長妻 昭



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正

一 労働者派遣事業報告書様式の改正

労働者派遣事業報告書（様式第十一号）のうち、「派遣労働者の数及び登録者の数」及び「雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況」（六月一日現在）の項目については、別様式（様式第十一号の二）により作成し、提出することとする。

二 労働者派遣事業報告書の提出期限の変更

労働者派遣事業報告書の提出期限をその様式に依りて、それぞれ次のとおりとすること。

- (一) 労働者派遣事業報告書（様式第十一号） 毎事業年度経過後一月以内
- (二) 労働者派遣事業報告書（様式第十一号の二） 毎年六月三十日

三 労働者派遣事業に係る事業計画書様式の改正

労働者派遣事業に係る事業計画書（様式第三号）の記載事項に、派遣労働者数、派遣労働者のうち雇用保険、健康保険及び厚生年金の未加入者数、未加入者の氏名、未加入の理由等を追加すること。

四 一般労働者派遣事業の許可の有効期間更新に係る申請書の提出期限の変更

一般労働者派遣事業許可有効期間更新申請書の提出期限を許可の有効期間が満了する日の三月前とする。

第二 施行期日等

一 この省令は、平成二十二年三月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。